

文京区防犯機器等購入補助金交付要綱

2025 文総防第 166 号令和 7 年 4 月 1 日区長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、侵入盗被害を未然に防止するため、住宅の防犯対策を行う区民に対し、防犯機器等の導入に係る経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯機器等 侵入盗被害防止に有用とされる防犯対策機器等であって、住宅において特定の場所に継続的に設置されるものをいう。
- (2) 住宅 区の区域内（以下「区内」という。）に存する専ら人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（専用使用権が認められた共用部分を含む。）をいう。
- (3) 区民 区内に住民登録があり、その住所に居住している個人をいう。
- (4) 世帯 区の住民基本台帳に登録されている世帯をいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する区民とする。

- (1) 現に住宅に居住していること。
- (2) 第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）に当たり、当該申請の審査に必要な範囲において、区の住民基本台帳の記録を確認することに同意する者であること。
- (3) 文京区暴力団排除条例（平成 24 年 3 月文京区条例第 4 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、住宅に係る防犯機器等の購入及び設置等を行う事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラの設置又は交換のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 設置場所が住宅の敷地内であること。ただし、住宅の室内に設置するものを除く。
 - イ 撮影範囲が当該住宅の開口部であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。
- (2) カメラ付きインターフォンの取付け又は交換
- (3) 人感センサーの取付け又は交換
- (4) 防犯性能の高い錠、シリンダー及びサムターンの取付け又は交換
- (5) 防犯フィルムの貼付又は貼り替え
- (6) 面格子の設置又は交換

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助対象事業としない。

- (1) リース契約による貸与又は第三者からの譲受により取得したもの
- (2) 前項第4号から第6号までに規定する防犯機器等にあつては、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が公表した防犯性能の高い建物部品目録に掲載されていないもの
- (3) 共同住宅の共用部分（専用使用権が認められた共用部分を除く。）に防犯機器等を設置したもの
- (4) 共同住宅の共用部分（専用使用権が認められた共用部分に限る。）又は専有部分に、管理組合等の承諾を得ることなく防犯機器等を設置したもの
- (5) 賃貸住宅にあつては、所有者の同意を得ずに防犯機器等を設置したもの
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要した経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象者が自ら防犯機器等の設置、取付け、交換等を行った場合において、これらの作業に要した経費
- (2) 電力の受給その他防犯機器等の機能を維持するための経費
- (3) 防犯機器等の修繕、保守、清掃等に要する経費
- (4) 防犯機器等における消耗品の交換に要する経費
- (5) 防犯機器等の配送に要する経費
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合については、これを切り捨てる。）と30,000円を比較していずれか低い額とする。

2 補助金の交付は、予算の範囲内において行うものとする。ただし、年度の途中において補助金の交付の総額が予算額に達したときは、その時点をもって交付申請の受付を終了するものとする。

（交付申請及び請求）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文京区防犯機器等購入補助金交付申請書兼請求書（口座振替依頼書）（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び生年月日が記載された官公署が発行する本人確認書類（交付申請日現在において有効なものに限る。）の写し
- (2) 購入又は設置をした防犯機器等の内容が分かる資料
- (3) 管理組合等が防犯機器等の設置を承諾したことが分かる書類（共同住宅の場合に限る。）
- (4) 所有者が防犯機器等の設置に同意したことが分かる書類（賃貸住宅の場合に限る。）
- (5) 委任状（申請を委任する場合に限る。）
- (6) 宛名、領収年月日、領収金額（品目が複数の場合にあつては、内訳を含む。）発行事業者名、発行事業者所在地及び製品名が記載された補助対象経費に係る領収書の写し

- (7) 防犯機器等を設置したことが分かる写真（防犯カメラを設置した場合にあっては、画角を含む。）

2 交付申請は、1世帯につき1回を限度とする。

（交付決定及び通知）

第8条 区長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、交付の可否を決定し、補助金の交付が適当であると認めたときは文京区防犯機器等購入補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金の交付が不適当であると認めたときは文京区防犯機器等購入補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）をするに当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、補助対象事業に使用するものとし、この目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助金について適正な会計処理を行い、かつ、これらの関係書類を整備し、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- (3) 補助対象事業の実施により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにできるようにしなければならないこと。
- (4) 取得財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。
- (5) 区長から要求があったときは、補助対象事業の実施に係る防犯機器等の現況について区長に報告しなければならないこと。この場合において、報告義務を負う期間は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた条件

（交付申請の取下げ）

第9条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第1項に規定する交付決定の内容又は同条第2項に規定する条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、文京区防犯機器等購入補助金交付取下届出書（別記様式第4号）を区長に提出することにより、交付申請を取り下げることができる。交付決定前に取り下げようとするときも、同様とする。

（補助金の支払）

第10条 区長は、第8条第1項の規定により交付決定をしたときは、交付決定者に対し、当該者の金融機関の口座に補助金を振り込むことにより、支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第9条の規定により交付決定後において交付申請の取下げを行ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、文京区防犯機器等購入補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により、交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（検査）

第13条 区長は、補助対象事業の運営及び経理等の状況について、交付決定者を検査し、又は交付決定者に対し補助対象事業について報告を求めることができる。

2 交付決定者は、区の職員が検査を行うとき又は報告を求めたときは、これに応じなければならない。

（通則）

第14条 補助金の交付については、この要綱に定めがあるものを除くほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）の定めるところによる。

（委任）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項については、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。